

# 落合サッカークラブ保護者会規約 (案)

- 第1条 本会は綾瀬地域の児童を対象とし、事務局を当年会長宅におく。
- 第2条 本会は児童のサッカーの修練を行い、その技術の向上をはかり、少年スポーツの振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的達成のために、次の活動を行う。
- (1) サッカーの修練を計画的に行う。
  - (2) スポーツ少年団本部の行事に参加する。
  - (3) 対外的な競技に参加する。
- 第4条 本会の会員は落合SCのクラブ員（以下クラブ員）とその保護者（以下保護者会員）及び本会の趣旨に賛同する者（以下特別会員）で構成し、クラブ員と保護者会員は全て平等の権利を有し、義務を負う。
- 第5条 本会の運営は規約に従い、保護者会員及び特別会員があたる。
- 第6条 本会は次の役員をおく。
- 役員は定期総会にて、保護者会員及び特別会員の中から選出する。
- 任期は1年とし、再任は妨げない。
- (1) 代表 1名
  - (2) 監督 1名
  - (3) 顧問 若干名
  - (4) 本部役員
    1. 会長 1名
    2. 副会長 1名
    3. 会計 2名
    4. 書記 1-2名
  - (5) 学年委員 各学年 1名
  - (6) 会計監査 2名
- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 本部役員
    1. 会長は本会運営の総括的な任にあたる。
    2. 副会長は会長を補佐すると同時に、会長不在時は会長代行の任にあたる。
    3. 会計は予算計画に基づき、予算の適正な運用をはかると同時に資金の管理保管の任にあたる。（但し、予算計画は随時とする。）
    4. 書記は本会の活動記録を残すと同時に各種資料の発行及び整理保存の任にあたる。

(2) 各役員

1. 各学年役員は、試合その他の学年内の責任者となる。
2. 代表は団運営及び他チームとの対外調整にあたる。
3. 監督はクラブ員の指導・監督にあたる。
4. 顧問は重要事項につき、助言・指導の任にあたる。
5. 会計監査は、年1回以上の会計監査を行い総会にて報告を行う。

第8条 本会の会議は次のとおりとし、すべて会長が召集する。

- (1) 定期総会は会長が年1回開催し、役員を選出、決算の報告、承認、規約の審議等を行う。
- (2) 臨時総会は必要に応じて召集することができる。
- (3) 役員会は必要に応じて開催し、原案作成及び緊急事項の審議、決定をする。
- (4) 総会・役員会は2/3の出席をもって成立とし、審議事項の決定は、出席者の過半数の同意により可決とする。(総会においては委任状を有効とみなす。)

第9条 本会の事業運営は保健安全第一とし、監督・コーチ並びに全会員の協力により実施する。

第10条 コーチは役員会において承認された者があたる。

第11条 本会の事業実施中に発生した事故及び傷害についての会の責任は、保険の保障の適用範囲とし、クラブ員は、入会と同時にスポーツ保険に加入する。

第12条 本会は会費及びその他の収入にてまかなう。

- (1) 会費はクラブ員一人当たり月額、1・2・3年生は1,500円、4・5・6年生は2,000円とし、年3回に分けて納入する。他、保険料を納入する。
- (2) 会費等は原則として返金しない。但し退団届けの提出があった場合に限り、翌月分より返金する。よって長期欠席の場合は団費を納入しなければならない。
- (3) 会費以外の徴収に関しては役員会において、これを必要と認めた場合には特別に徴収する事ができる。(但し会員に過度な負担とならないようにする。)
- (4) ユニフォームレンタル代として年間1,000円納入する。
- (5) 交通費として年間2,000円納入する。

第13条 本会クラブ員の練習は、原則として次のとおりとする。

	夏 季 4月～9月	冬 季 10月～3月
火曜日	PM4:30～6:30	PM4:30～5:00
木曜日	PM4:00～6:30	PM4:00～5:00
土曜日	AM9:00～12:00	AM9:00～12:00

(但し、試合直前等で監督・コーチが練習を必要と認めた場合はこの限りにあらず。)

\*いずれの場合も児童は必ず一度帰宅し、グラウンドに集合する。

日曜日・祝日 随時、大会もしくは練習試合がはいる。

第14条 見舞い及び香典等に関しては次のとおりとする。

- (1) 本会の事業実施中に発生した事故及び傷害について、一週間以上の加療を要する場合、会費より見舞する。
- (2) 香典に関しては当年の役員の判断に任せる。

第15条 クラブ員の試合出場の有無、ポジション等に関しては、監督・コーチに一任し、保護者会員は口をはさまない事を厳守する。

第16条 保護者会員において本会に対する中傷、もしくは会員としてふさわしくない言動があった場合（本会の和を乱す言動）には役員会において、本会脱会を勧告する決議をし、これを実行する権利を役員会は有する。

第17条 規約に定めない条項で、疑義が生じた場合、役員の協議により、その都度解決する。

第18条 幼稚園児の練習および試合参加について

- (1) 将来落合SCの団員となりうる、幼稚園児の練習および試合参加を許可し、準団員扱いとして入団を許可する。
- (2) 入団は原則として年長児がふさわしい。（左記希望者以外は相談に応じる。）
- (3) 入団にはスポーツ保険には必ず加入する。
- (4) 練習回数および試合出場は保護者と相談して可能な時のみ参加させる。
- (5) 準団員の当番は原則として行わない。但し小学校1年に入学した時には正団員として入団した時より当番を行う。

附 則 第12条(5)交通費として年間2,000円納入する。を追加する  
この規約は、令和3年4月1日より施行する。